

各位

弊社は、群馬県に所在する官公庁等が発注する機械警備業務の入札等に関する独占禁止法違反の疑いがあるとして、2020年9月30日に公正取引委員会による立入検査を受けました。それ以降、弊社は、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本件について、本日、弊社は、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

弊社としましては、従前より法令遵守に努めてまいりましたが、この度の排除措置命令および課徴金納付命令を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制の一層の強化と再発防止策の徹底を図り、早期の信頼回復に努めてまいります。

なお、弊社は、上記立入検査後、本件について、同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度に基づき、課徴金の30%の減額が認められております。

記

1. 排除措置命令の概要

弊社が命じられた措置は以下のとおりです。

- (1) 群馬県所在の既に機械警備業務が実施されている施設における国、地方公共団体等による同業務の競争入札等に関し、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為(以下「受注予定者の決定等」といいます。)を取りやめていることを確認すること及び今後受注予定者の決定等を行わないこと等を内容とする取締役会決議を行うこと
- (2) (1)の措置について国、地方自治体等に通知し、従業員に対して周知徹底すること
- (3) 今後受注予定者の決定等を行わないこと

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 466万円
- (2) 納付期限 2022年9月26日

3. 再発防止

弊社と致しましては、上記立入検査後、下記の再発防止策を実施してまいり

ました。

- (1) 公正取引に関するコンプライアンス担当者の配置による法律相談体制の
確立
- (2) 社内研修等の実施
- (3) 公正取引に関する法令遵守マニュアルの制定
- (4) 内部通報制度の再周知
- (5) 公正取引に関する監査の実施

今後は、上記排除措置命令を受け、上記再発防止策の一層の強化・徹底を図るとともに、改めて独占禁止法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、コンプライアンスの強化に努めてまいります。

2022年2月25日
ALSOK群馬株式会社